

第1種電気工事士免状の取得に 必要な実務経験年数を短縮します!!

5年以上 ⇒ 3年以上

令和3年4月1日～

- ※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。
- ※ 免状交付申請の窓口が混雑する可能性がありますので、郵送による申請や申請時期をずらすなど、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。郵送の場合には、免状の交付が令和3年4月1日以降となることを前提に、**3月18日から申請を可能**とします。

【島根県に住民票をお持ちの方のご相談・お問い合わせ先】

島根県商工労働部産業振興課 TEL 0852 (22) 6221